第７号様式（第9条関係）
（その１）

収支報告書（平成28年分）

（平成　　年　　月　　日開催パーティー分）

群馬県
29.5.31
選挙管理委員会
収受

＊該当箇所に✓をすること

政治団体の区分	
□	政党
□	政党の支部
□	政治資金団体
□	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
✓	その他の政治団体（資金管理団体を含む）
□	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
□	2以上の都道府県の区域等
✓	群馬県内

1	政治団体の名称（ふりがな）	あかぎくらぶ 赤城倶楽部
2	主たる事務所の所在地	前橋市三俣町1－29－11
3	代表者の氏名	佐田　玄一郎
4	会計責任者の氏名	田中　祥順

収支報告書作成担当者の氏名
下田　辰馬
（電話連絡先）
027-232-6655

受付	確認	番号
		3007

資金管理団体の指定の有無

□有　✓無

公職の種類　　（現・候）

資金管理団体届出者氏名

国会議員関係政治団体の区分

✓ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

✓ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者氏名　佐田　玄一郎

公職の種類　衆議院議員現職

資金管理団体の指定の期間

から
まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで

（その２）

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	380,990
（前年からの繰越額）	380,990
（本年の収入額）	0
支　出　総　額	151,948
翌年への繰越額	229,042

2　収支項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　　額	0
員　　数　（党費又は会費を納入した人の数）	0 人

(2)　寄　　附	金　　額	備　　考
ア　寄附（イを除く。）の区分		
(ア) 個　人　か　ら　の　寄　附	0	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政　治　団　体　か　ら　の　寄　附	0	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政　党　匿　名　寄　附	0	
合　計　（ア　＋　イ）	0	

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目			金額	備考 うち、本部又は支部に対して供与した交付金に関わる支出（再掲）※	備考
1 経常経費	(1) 人件費		0		
	(2) 光熱水費		24,940		
	(3) 備品・消耗品費		42,728		
	(4) 事務所費		84,280		
	小計（経常経費の計）		151,948		
2 政治活動費	(1) 組織活動費		0		
	(2) 選挙関係費		0		
	(3) 機紙誌の発行その他の事業費（ア～エの計）		0		ア～エの計を記載
		ア 機関紙誌の発行事業費	0		
		イ 宣伝事業費	0		
		ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
		エ その他の事業費	0		
	(4) 調査研究費		0		
	(5) 寄附・交付金		0		
	(6) その他の経費		0		
	小計（政治活動費の計）		0		
合計			151,948		

（その14）

※ 項目・費目別に別葉とすること。（手引参照）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	(2) 光熱水費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
光熱水費	24,940	H28.12.28	佐田玄一郎後援会	前橋市三俣町1－29－11	
この項の小計	24,940	・1件当たり1万円超の支出を記入します。領収書の写しが必要です。			
その他の支出	0	←1件当たり1万円以下の支出を合計した額を記入します。			
合計	24,940				

（その14）

※ 項目・費目別に別葉とすること。（手引参照）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	(3)備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
燃料代	42,728	H28.12.28	佐田玄一郎後援会	前橋市三俣町1－29－11	
この項の小計	42,728	・1件当たり1万円超の支出を記入します。領収書の写しが必要です。			
その他の支出	0	←1件当たり1万円以下の支出を合計した額を記入します。			
合計	42,728				

（その14）

※ 項目・費目別に別葉とすること。（手引参照）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	(4)事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
政治資金監査報酬	25,000	H28.5.30	税理士 山口三郎	前橋市上大屋町29－24	
電話代	59,280	H28.12.28	佐田玄一郎後援会	前橋市三俣町1－29－11	
この項の小計	84,280	・1件当たり1万円超の支出を記入します。領収書の写しが必要です。			
その他の支出	0	←1件当たり1万円以下の支出を合計した額を記入します。			
合計	84,280				

（その17）

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	✓	
イ　建物	□	✓	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃貸権	□	✓	
エ　取得の価格が１００万円を超える動産	□	✓	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	✓	
カ　金銭信託	□	✓	
キ　有価証券	□	✓	
ク　出資による権利	□	✓	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	✓	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	✓	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	✓	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	✓	

（その20）

宣　誓　書

添 付 書 類　（別添のとおり）

①　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

③　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年 5 月27日

政治団体の名称　赤 城 倶 楽 部

会計責任者の氏名　田 中 祥 順

代 表 者 の 氏 名
（解散時のみ必要）

政治資金監査報告書

平成29年5月26日

赤城倶楽部
　代表　佐田玄一郎　殿

登録政治資金監査人　山口三郎
登　録　番　号　第　2449　号
研修終了年月日　平成21年5月25日

1　監査の概要

(1)　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、赤城倶楽部の平成28年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3)　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。

(4)　この政治資金監査は、赤城倶楽部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書が保存されていた。

(2)　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出の目的書は存在しなかった。

3　業務制限

赤城倶楽部と私との間には、法19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上